本号で公布された法令のあらまし

◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五八号）（農林水産省）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第二七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二二年四月一日とすることとした。

◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（農林水産省）

1　都道府県が処理する事務

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一一三号）に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部について都道府県知事が行うこととすることとした。（第一七条関係）

2　この政令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第二七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二二年四月一日）から施行することとした。

◇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二六〇号）（農林水産省）

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二一年法律第二六号）の施行期日は平成二二年一〇月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二三年七月一日とすることとした。

◇米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（政令第二六一号）（農林水産省）

1　米穀を原材料とする飲食料品

譲受け、譲渡し等に係る情報の記録の義務付けの対象となる米穀を原材料とする飲食料品として、もち、だんご、米飯類、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん等を定めることとした。（第一条関係）

2　指定米穀等

産地情報の伝達の義務付けの対象となる指定米穀等として、米穀（飼料用のものその他の食用に供しないものを除く。）及び1に規定するものを定めることとした。（第二条関係）

3　権限の委任

主務大臣の権限の地方支分部局の長等への委任について定めることとした。（第三条～第六条関係）

4　都道府県が処理する事務

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二一年法律第二六号。以下「法」という。）に規定する農林水産大臣の権限及び法第一一条第八項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部について都道府県知事が行うこととすることとした。（第七条関係）

5　この政令は、法の施行の日（平成二二年一〇月一日）から施行することとした。ただし、産地情報の伝達に関する規定については、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二三年七月一日）から施行することとした。

政　令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十八号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一一三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

農林水産大臣　赤松　広隆

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十九号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第十七条　法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第三号及び第四号に掲げる事務（米穀の出荷又は販売の事業を行う者であって、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域出荷販売事業者」という。）が行う米穀の出荷又は販売の事業に係るものにあっては、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第七条の三第一項の規定による勧告（地域出荷販売事業者に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県の知事

二　法第七条の三第一項の規定による前号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第二項の規定による命令（地域出荷販売事業者に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県知事

三　法第五十二条第一項の規定による業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者（以下「主要食糧出荷等事業者」という。）に対する報告の徴収（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）に関する事務　当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四　法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）に関する事務　当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫又は工場の所在地を管轄する都道府県知事

2　前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3　都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に掲げる事務（同項第一号又は第二号に掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。